

## ユキマサ君の相続事件簿

日本行政書士会  
連合会公式  
キャラクター  
ユキマサクン



## 第5話

## 『龍ヶ崎家の相続～相続放棄～』の巻

ネコ界の行政書士を目指すネコのユキマサ君は、飼い主である行政書士のくらしまもる先生の事務所で、さまざまな相続案件に出会います。

この物語を通じて、相続の実践的な相談事例・法令知識や、相続に関する手続きなどを一緒に整理していきましょう。

※第1話～第4話は、茨城県行政書士会ホームページから、「行政いばらき」バックナンバーでご覧いただけます。

いつものようにユキマサ君が、事務所の出窓からのんびりと外を眺めていますと、可愛い小花模様のマスクを身に着けた女性が、とことこと事務所に歩いてくるのが見えました。お客様です！

**相** = 相談者    **行** = 行政書士

**相** 龍ヶ崎ゆりと申します。叔父が亡くなりまして、相続についてご相談したくて。くらし先生、私、相続の放棄を考えています。

**行** 相続の放棄ですか・・・正式なものですと家庭裁判所で手続きが必要ですよ。

ちなみに、相談にいらっしゃる方の中には、遺産分割協議、つまり他の相続人と遺産の分け方を話し合ったうえで、自分は全くもらわずに、財産はすべて他の相続人に分けることに決まったと言う意味で、放棄という言葉を使う方もいますが、龍ヶ崎さんは、どちらでしょうか？

**相** 正式な相続放棄をしたいのです。実は、叔父の龍ヶ崎太郎は若い時から住所も職業も転々としていたそうで、高齢になってから病気もあって故郷の茨城に戻ってきました。

叔父と母とは二人きりの姉弟で、実家を継いでいた母は、独り身で子どもがなく他に頼る人もない弟が可哀想だからと、帰ってきた叔父の面倒を見ていたのですが、先に母が亡くなり、まもなく私と姉とで叔父を看取りました。

叔父には借金があったようで、生前わかったものについては、母が払ってあげたと聞きました。

ただ、もし他にも借金が沢山あったらと思うと心配で。姪は借金を相続するのでしょうか？

**行** 叔父さんのご両親ももう他界されてますよね、そうすると、姪は叔父の相続人となりますし、その中に借金があれば相続しますよ。相続放棄の手続には熟慮期間という期限がありますが、叔父さんが亡くなったのはいつですか？

くらし行政書士に問われるままに、龍ヶ崎さんが、叔父さんの亡くなった日を伝えると、

**行** 相続放棄は、原則として『自己のために相続があったことを知った時から三ヶ月以内』に手続する必要がありますので、今ならまだ間に合いですよ。まずは家庭裁判所に相談してみてください。

**相** そうなんですね。私一人で放棄すると、姉だけ借金を相続することになったら気の毒ですから、姉にも教えてあげなくちゃ。

あの、姉には男の子がいるのですが、姉が叔父の相続を放棄すると、その子、隆君が相続することになったりしませんか？

## 〈参考条文〉

## 民法第915条第1項

相続人は、自己のための相続の開始があったと知った時から三ヶ月以内に、相続について、単純もしくは限定の承認または放棄をしなければならない。

**民法第889条第1項**

次に掲げる者は、第887条の規定により相続人となるべき者がいない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

- 一 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。
- 二 被相続人の兄弟姉妹

**民法第889条第2項**

第887条第2項の規定は、前項第二号の場合について準用する。

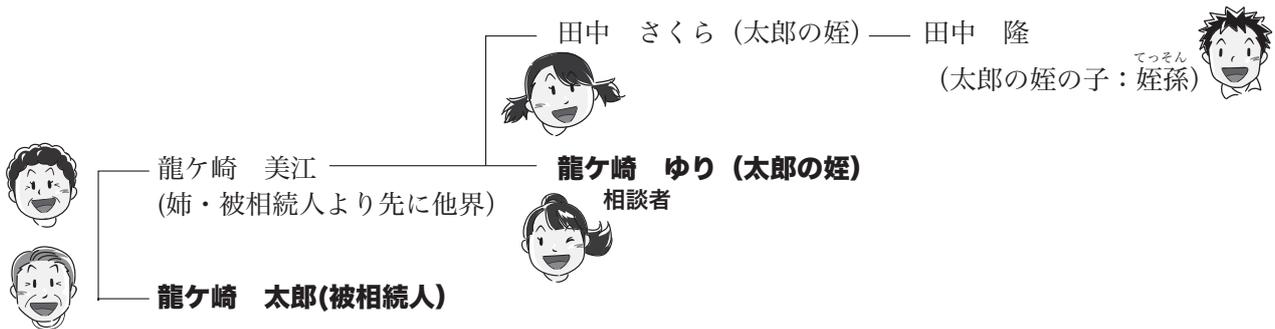
**第887条第2項**

相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

**第887条第3項**

前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

**被相続人 龍ヶ崎 太郎 相続関係説明図**



不安そうに質問する龍ヶ崎さんの質問に、くらし行政書士は、にっこりして答えました。

**行** 相続放棄により相続権を喪失した場合は、その子は代襲相続できませんし、今回のケースはそもそも姉弟相続で代襲相続は甥姪までと決められていますので、その子どもは相続人とはなりませんよ。

**相** 良かった!さっそく裁判所に連絡をとってみます。

**行** 相続放棄手続をする家庭裁判所は、叔父さんが亡くなった住所地の管轄となりますが、手続の相談や書類のひな型をもらうのは最寄りの家庭裁判所でも大丈夫ですよ。手続の提出書類のやりとりが郵送でもできるかどうかなど、裁判所にしっかり確認してみるといいですよ。

ユキマサ君は、つくづく、「財産はしっかりもらえて、借金だけ相続しない方法があればいいのにニャー」と思うのでした……。

※この物語はフィクションです。登場する個人名・団体名などはすべて架空のものです。



行政書士  
くらしまもる  
('くらし事務所'  
で働く行政書士。  
独身。)

(文：石神 敦子)